

令和5年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の追加的給付について

1. 趣旨

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、現在、住民税非課税世帯等に対して支給している給付金について、追加的給付を実施する。

2. 概要

- (1) 対象者：給付金の支給対象者は、令和5年6月1日において、市の住民基本台帳に記録されている者であって、令和5年度分の市町村民税が均等割のみ課税又は非課税である世帯の世帯主 ※国からの情報により対象者を拡大する場合がある。
- (2) 追加支給額：1世帯当たり給付額70,000円
- (3) 対象世帯数：約9,900世帯（見込み）
- (4) 申請期日：令和6年1月31日（水曜日） ※当初給付金の期日も同日に延長します。

3. 福祉相談課の体制（継続）

- (1) 執務室：502 会議室
- (2) 電話：ナビダイヤル番号を設定：0570-03-1578

4. スケジュール（予定）

予定日	内容
12月下旬	当初給付金未支給の対象世帯（令和5年1月2日以降に狛江市への転入者を除く）へ勸奨通知を発送
令和6年1月1日	広報こまえ等で周知
1月上旬	当初給付金を受給した世帯へ追加給付の通知を発送
1月中旬	1回目支給
1月31日	申請期日